

## 泉大津市と第一生命保険株式会社との包括連携に関する協定書

(目的)

第1条 泉大津市（以下「甲」という。）と第一生命保険株式会社（以下「乙」という。）は、相互の連携強化を図ることで、社会課題の解決に資する取組みを創出し、市民の健康増進と地域社会の更なる発展を推進することを目的とする。

(連携取組事項)

第2条 甲乙協議の上、前条の目的を達成するため、保険業法上、許容される範囲内で次の事項について連携し、協力する。

(1) シティプロモーションに関すること

(2) 健康増進に関すること

(3) スポーツ振興に関すること

(4) 地域・暮らしの安心安全に関すること

(5) 地域活性化に関すること

(6) 前号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要と認めること

2 甲と乙は必要に応じ協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙協議の上決定する。

3 乙は、甲との協議により、第1項各号に定める連携事項に係る取組みの一部を、第一生命ホールディングス株式会社及びそのグループ会社を実施させることができる。

4 甲及び乙は、本協定の目的を達成するため、第1項各号に定める連携事項を自らの責任において誠実に遂行するものとする。この限りにおいて、相手方から提供を受けた情報等に不正確や誤り等があった場合でも、互いに損害賠償を求めることはできないものとする。

(協定の見直し及び解除)

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更又は解除の申出があったときは、その都度協議の上、必要な変更と行うものとする。又、解除を希望する場合は解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。甲又は乙は、相手方に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めない。

(期間)

第4条 本協定の有効期間は、協定締結日から令和7年3月31日までとする。ただし、期間満了1か月前までに甲又は乙から相手方に対して書面により協定終了の申出を行わない限り、本協定は更に1年間更新し、以降も同様とする。

(守秘義務)

第5条 甲及び乙は、第2条に掲げる事項の実施において、知り得た秘密情報を第三者（第一生命ホールディングス株式会社及びそのグループ会社を除く。）に開示、提供又は漏洩せず、また本協定に基づく取組以外の目的に使用してはならない。ただし、相手方の事前に書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

(疑義の決定)

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自1通を保有する。

令和6年4月15日

甲 泉大津市東雲町9番12号  
泉大津市 市長

南出 賢一

乙 東京都千代田区有楽町1丁目13番1号  
第一生命保険株式会社 堺支社長

小谷 彰